

議案第60号

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対  
応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147 号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事 した者であって、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭とな る資格を有する者</u> (5)～(9) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うため。

